

株式会社 ZWE I に対する勧告について

令和7年12月5日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社 ZWE I（以下「ZWE I」という。）に対して調査を行ってきたところ、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第3条第1項（取引条件の明示義務）の規定に違反する事実が認められたので、本日、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第1項の規定に基づき、ZWE Iに対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	2010001050685
名称	株式会社 ZWE I
本店所在地	東京都中央区銀座五丁目9番8号
代表者	代表取締役 橋爪 みずほ
事業の概要	結婚相手紹介サービス
資本金	4億6237万円

2 違反事実の概要

- (1) ZWE Iは、個人であって従業員を使用しない事業者（以下「特定受託事業者」という。）に対し、会員同士のお見合いの日程調整、会員からの結婚相談に係るカウンセリング、「婚活パーティー」と称するイベントの司会及びマーケティングに係るコンテンツ等の制作等の業務を委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）。
- (2) ZWE Iは、令和6年11月1日から令和7年4月30日までの間、特定受託事業者134名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定するものをいう。以下「明示事項」という。）を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部
フリーランス取引適正化室
電話 03-3581-5479（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

3 効告の概要

- (1) ZWEIは、フリーランス・事業者間取引適正化等法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
- ア 次の事項を取締役会の決議により確認すること
- (7) 前記2(2)の行為が、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項の規定に違反するものであること
- (イ) 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること
- イ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示することについて、自社の役員及び従業員に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること
- (2) ZWEIは、前記(1)に基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (3) ZWEIは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を取引先特定受託事業者に通知すること。
- (4) ZWEIは、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。



(株)
ZWEI
(業務委託事業者)

業務委託の内容

会員同士のお見合いの日程調整、会員からの結婚相談に係るカウンセリング、「婚活パーティー」と称するイベントの司会及びマーケティングに係るコンテンツ等の制作等

違反行為の概要

特定受託事業者134名に対し、業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**(注)



(特定受託事業者)



勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ①取締役会の決議(今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること等を確認すること)
- ②研修を行うなど、社内体制を整備

など

(注) 取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

(1) 目的 (第1条)

取引の適正化・就業環境の整備

(2) 本法の対象 (第2条第1項、第5項、第6項)

フリーランス：「特定受託事業者」

発注事業者：「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

(3) 義務と禁止行為 (第3条～第5条、第12条～第14条、第16条)

本法の規制は、**取引の適正化**と**就業環境の整備**の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

ア 発注事業者(業務委託事業者)が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)

イ 発注事業者(特定業務委託事業者)が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)

ウ 発注事業者(特定業務委託事業者)が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務 (第13条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務 (第16条)

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為 (第5条)

- ・受領拒否の禁止
- ・報酬の減額の禁止
- ・返品の禁止
- ・買いたたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

(4) 違反への対応 (第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条)

報告徴収・立入検査

指導・助言

中小企業庁の措置請求

勧告

命令・公表

罰金・過料

※報復措置の禁止 (第6条第3項および第17条第3項)

2 参照条文

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 （略）
- 2 （略）
- 3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
 - 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。
- 4 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
 - 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
 - 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
 - 四 （略）
- 5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。
- 6 （略）
- 7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

- 2 （略）

（勧告）

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2～6 （略）